



文京区中小企業事業継続支援補助金を実施します	1
新型コロナウイルス対策緊急資金の融資に係る 信用保証料補助を実施します	1
「雇用調整助成金」をご活用ください！	2
「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」 をご利用ください！	2
持続化給付金のご案内	2
勤労福祉会館のご案内	3
文京区大学発ベンチャー支援事業認定企業のご紹介 大学発ベンチャー支援事業を実施します！	4
「来て見て体験」文京の伝統工芸イベントを開催します！	5
働くみんなに退職金効果！ 中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。	5
文京区景況調査 今期の特徴点	6
特別調査 「新型コロナウイルスの感染拡大による中小企業への影響について」	7
2020年4月1日から働き方改革関連法の一部が施行されています！	8
文京区中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業 ～人材確保・活用に関するセミナーを実施します～	8



文京区 経済課

文京産業ニュース <ビガー>

文京産業ニュース **141**

編集・発行
本誌掲載記事に関するお問い合わせ先
文京区 区民部 経済課
〒112-8555 文京区春日1-16-21
TEL: 5803-1173
FAX: 5803-1936

WEBビガー

(文京区応援キャラクター) BUNレンジャー

〈文京区内中小企業者のみなさまへ〉

文京区中小企業事業継続支援補助金を実施します

新型コロナウイルスの影響下における、区内中小企業の事業継続を支援するため、人件費、土地・建物の賃貸料、感染防止の取組みに係る経費等を最大30万円補助します。

●申請期間 令和2年 **9月1日** (火) から **11月30日** (月) まで郵送にて受付 (当日消印有効)

●補助対象者 次の①～③の全ての要件を満たす方が対象となります。

- ①文京区の区域内に主たる事業所または従たる事業者があること。
- ②申請日を基準とした直前1か月間の売上高または営業利益が前年同期に比べ減少していること。ただし、創業1年未満の事業者においては、直前1か月間の売上高または営業利益が直前3か月間の平均売上高と比べ減少していること。
- ③介護保険サービス事業者・障害福祉サービス等事業者基盤維持支援金の対象でないこと。

●補助金額 補助限度額30万円 (申請は10万円以上)

※1事業者ごと1回のみ

●補助対象経費 人件費、土地・建物の賃借料、動産の賃借料・リース料、感染防止の取組みに係る経費

●申請方法

- (1) 申請書兼請求書
 - (2) 提出書類確認表 (チェックリスト)
 - (3) 売上高または営業利益が減少していることを証明できる書類の写し
 - (4) 補助対象経費とする支払いを証明できるものの写し
 - (5) 振込先口座の通帳写し
 - (6) 委任状※請求者と振込口座の名義人が異なる場合のみ必要
- ※(1)、(2)、(6) 及び領収書添付台紙は、区ホームページからダウンロードしてご使用ください。

申請書提出先 〒112-8555 文京区春日1-16-21

文京区 経済課 産業振興係 中小企業事業継続支援補助金 担当

お問い合わせ 文京区 経済課 産業振興係 中小企業事業継続支援補助金コールセンター
03-6747-6192 (平日9時30分～17時30分)

〈文京区内中小企業者のみなさまへ〉

新型コロナウイルス対策緊急資金の融資に係る 信用保証料補助を実施します

一区が信用保証料を最大30万円負担・遡って適用

文京区では、文京区中小企業向け融資あっせん制度における「新型コロナウイルス対策緊急資金」の融資を受けた方に対して、東京信用保証協会へ支払われた信用保証料を一部補助いたします。すでに本資金で融資を受けられた方に対しても遡及適用といたします。

●申請期間 令和2年 **8月17日** (月) から随時郵送にて受付

●補助対象者 文京区中小企業向け融資あっせん制度における「**新型コロナウイルス対策緊急資金**」の融資を受けた中小企業者
※すでに本資金の融資を受けている方もご申請いただけます。

●補助金額 東京信用保証協会に支払った信用保証料額 (上限30万円)

※1事業者につき1申請まで

●申請方法 下記の必要書類を揃えて、文京区経済課産業振興係まで郵送にてご提出ください。

- (1) 信用保証料補助金交付申請書兼請求書
 - (2) 信用保証決定のお知らせの写し (融資を実行している金融機関よりお受け取りください。)
 - (3) 振込先口座の通帳写し
 - (4) 提出書類等確認表 (チェックリスト)
- ※(1)、(4) は、区ホームページよりダウンロードしてご使用ください。

申請書提出先・問い合わせ

〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター地下2階

文京区 経済課 産業振興係

月曜日～金曜日 (祝日及び年末年始を除く) 8:30～17:15 ☎03-5803-1173 FAX 03-5803-1936

～新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主の皆様へ～

「雇用調整助成金」をご活用ください！

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置により、支給対象となる事業主や助成率の拡充、申請手続きの簡素化など、大幅に利便性を高めていますので、ぜひご活用ください！

助成額 休業手当に相当する額 × 下表の助成率。1人1日当たり15,000円が上限。

区分	大企業	中小企業
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	2/3	4/5
解雇をしていないなどの上乗せの要件を満たす事業主	3/4	10/10

緊急対応期間 4月1日～9月30日までを緊急対応期間と位置付け、特例措置を実施いたします。（6月12日に、緊急対応期間を9月30日まで延長しました。）

支給対象事業主 以下の条件を満たす事業主が対象です。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。
- ②最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。
※比較対象月については、特例により柔軟な取り扱いをいたします。
- ③労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。

支給申請の手続き 支給申請は、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（助成金事務センター）またはハローワークで行います。来所せずに、郵送での提出もできます。

■雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 午前9時～午後9時（平日・土日祝）

■詳細は以下をご覧ください（厚生労働省・雇用調整助成金HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html



～新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方のうち賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった方へ～

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」をご利用ください！

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

支給額 休業前賃金の80%（日額上限11,000円）

※休業実績に応じて支給

対象期間 令和2年4月1日～令和2年9月30日までの間に事業主の命により行われた休業

支給対象者 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業期間中に賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者

※雇用保険の被保険者でない方も対象となります。

支給申請の手続き 郵送またはオンラインにてご申請ください。

労働者ご本人からの申請のほか、事業主様を通じて申請することも可能です。

- ①郵送申請については以下の宛先までご郵送ください。
〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 行
- ②オンライン申請については確定次第、厚生労働省HPにてお知らせします。
「休業支援金オンライン申請サービス（仮称）」

●お問い合わせについては「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター」にお電話ください。

0120-221-276 受付時間 月～金8:30～20:00 土日祝8:30～17:15

持続化給付金のご案内

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は、**200万円**、個人事業者等は**100万円** ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限となります。

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、①資本金の額または出資の総額が10億円未満、または、②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方等には特例があります。※一度給付を受けた方は、再申請することはできません。

※上記内容は、変更になる場合がございます。

詳細は、**持続化給付金 ホームページ** (<http://jizokuka-kyufu.jp>) をご確認ください。

申請締め切り：令和3年1月15日（金）まで

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター **0120-115-570**

[IP電話専用回線] 03-6831-0613 受付時間 8:30～19:00 6月～8月（毎日） 9月から12月（土曜祝日を除く日から金曜日）

文京区勤労福祉会館のご案内

勤労者の方々の文化教養・福祉の向上・体育活動等に広くご利用いただけます。どなたでもお気軽にご利用ください。

開館時間	午前9時～午後9時30分（窓口受付時間：午後8時まで）
休館日	年末年始（12/29～1/3）
館内整備日	毎月第3月曜日（ただし国民の祝日に当たるときは翌日）
利用できる方	どなたでも（営利を目的としないこと）

※新型コロナウイルス感染症の影響により、定員や利用方法等が制限されています。最新の情報は、下記ホームページをご覧ください。

利用方法

1. 使用申請受付開始日

- 抽選申込み（1か月まとめて抽選予約を行います）
使用する日の3月前の20日～末日
※区民会議室については、区内の町会、自治会、商店会、振興組合、高齢者クラブ又はその連合会のみ抽選にお申込みいただけます。
- 空き室申込み（抽選後、空き室の予約を開始します）
使用する日の2月前の8日以降
※区民会議室については、区内の町会、自治会、商店会、振興組合、高齢者クラブ又はその連合会の場合は2月前の1日以降

2. 使用申請受付時間

- インターネット予約・抽選申込み 午前9時～午後11時（年末年始を除く）
ただし、施設の空き状況の確認は24時間可能
- 窓口予約・抽選申込み 午前9時～午後8時（年末年始を除く）

3. 使用申請方法

- インターネット
「『文の京』施設予約ねっと」(<https://www.yoyaku.city.bunkyo.lg.jp/>)からお申込みください。
※空き状況の確認はどなたでもご覧いただけますが、ご予約には事前の利用登録が必要です。
- 窓口
使用申請書に利用料金を添えてお申込みください。

利用料金の案内（令和2年度現在）

団体利用

室名	面積	定員	利用料			
			午前	午後	夜間	
			午前9時～ 午後0時30分	午後1時～ 午後5時	午後5時30分～ 午後9時30分	
1階	区民会議室	92㎡	60人	3,200円	3,700円	3,700円
	1階洋室	34㎡	24人	1,000円	1,100円	1,100円
	第1創作室	52㎡	20人	1,600円	1,800円	1,800円
	第2創作室	43㎡	20人	1,300円	1,500円	1,500円
3階	第2洋室	61㎡	24人(30人)	1,800円	2,100円	2,100円
	第3洋室	61㎡	24人(30人)	1,700円	1,900円	1,900円
	第1和室	12畳	20人	800円	1,100円	1,100円
	第2和室	10畳	15人	800円	1,000円	1,000円
	第3和室	8畳	15人	800円	900円	900円
2階	体育館	487㎡		午前9時～ 午後0時 7,100円	午後0時30分～ 午後4時30分 8,800円	午後5時30分～ 午後9時30分 9,500円

※第1創作室・第2創作室及び第2和室・第3和室は、それぞれ部屋をつなげて一室としても利用可。
※第2洋室、第3洋室の（）内の定員は、テーブルを利用しない場合。
※区民会議室及び各和室は、駒込地域活動センターの事業を行う地域内に居住する方、区内の町会・自治会・商店会・振興組合、高齢者クラブまたはその連合会が会議等に使用するときは、利用料金が5割減額。

個人利用

①体育館

利用日
●木・金曜日
午後0時30分～午後4時30分
●土・日・祝
午後5時～午後9時

種目
バドミントン・卓球

利用料金
1人1時間 240円

②囲碁・将棋コーナー

利用日
火・木・土・日曜日
時間
午後1時～午後9時

場所
1階洋室

利用料金
1人1日100円

※予約状況は以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先 **文京区勤労福祉会館** 文京区本駒込四丁目35番15号 ☎03-3823-6711
<http://www.city.bunkyo.lg.jp/shisetsu/kumin/shukai/kinpuku.html>

交通機関

〈JR線〉駒込駅（東口）下車 徒歩9分／田端駅（北口）下車 徒歩10分
〈東京メトロ〉南北線：駒込駅（1番口）下車 徒歩11分
〈都バス〉〔上58〕早稲田→上野松坂屋前（『本駒込五丁目』下車徒歩2分）
〔上58〕上野松坂屋前→早稲田（『本駒込四丁目』下車バス停前）
〔東43〕東京駅丸の内北口↔荒川土手操車所前（『動坂下』下車 徒歩5分）

※当館には駐車場がありませんので、車での来館はご遠慮ください。

文京区大学発ベンチャー支援事業認定企業のご紹介

株式会社テクナー

住所：文京区本郷4-2-5 光山ビル4F

Mail：info@xcoo.jp

URL：https://xcoo.co.jp

Chrovis Report Summary (クロビス レポート サマリー)

テクナーはがんゲノム医療の情報解析を専門とし、ソフトウェアChrovisとそのサービスを提供しています。Chrovis Report Summaryは、がん遺伝子パネル検査の普及に伴い、病院ごとに、その検査結果をまとめて管理（閲覧、検索、エクスポート）を可能とするソフトウェアです。



Chrovis Report Summary

株式会社Lily MedTech

住所：文京区本郷7-3-1 東京大学アントレプレナープラザ701号

Mail：info@lilymedtech.com

URL：https://www.lilymedtech.com/

乳房用超音波画像診断装置

Lily MedTechは、女性起業家による東大発のベンチャー企業で、リング型の超音波振動子を使用して非接触で乳房の3Dスキャンが可能で、被ばくや痛みのない女性に優しい乳房用画像診断装置を開発しています。乳がん検診率の向上と早期発見に貢献することで、「乳がんと闘う」という言葉のない世界の実現を目指しています。



フレセッツ株式会社

住所：文京区本郷7-3-1 東京大学アントレプレナーラボ360号

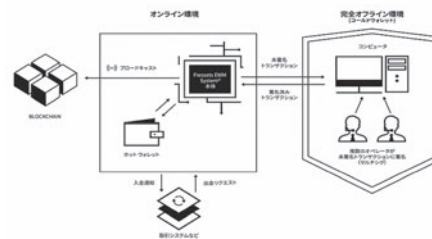
Mail：info@fressets.com

URL：https://fressets.com/

事業者向けデジタル資産ウォレット「EWM」

暗号資産（仮想通貨）やセキュリティトークンをはじめとしたデジタル資産の事業者向けウォレットを開発・提供しており、国内事業者としては最も豊富な実績があります。

“暗号技術でデジタル資産のセキュリティとプライバシーを守る”をコンセプトに、高度な暗号技術を駆使して、ブロックチェーンを活用したデジタル化社会を支えています。



◆◆◆◆ 大学発ベンチャー支援事業を実施します！ ◆◆◆◆

大学発ベンチャー企業が新製品又は新技術の開発等に取り組む場合に必要な経費の一部を補助します。

対象者 文京区内に所在する設立10年未満の大学発ベンチャー企業

対象経費 令和2年4月1日から令和4年2月28日までの期間に支出した経費

補助率 3分の2（限度額100万円／Society5.0の実現を推進する事業は限度額200万円）

※Society5.0の実現を推進する事業とは、IoT、ロボット、AI等の先端技術を導入し、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会Society5.0の実現を推進する事業のことです。

募集期間 令和2年9月1日（火）から令和2年10月30日（金）まで

大学発ベンチャー企業の要件（下記のいずれかに該当するもの）

- (1) 大学が有する研究成果又は特許をもとに設立に至った企業
- (2) 会社を設立した後、5年以内に大学が有する研究成果や特許を取得し、又は共同研究等を行った企業
- (3) 大学の教職員又は学生が設立した企業のうち、事業の内容が大学における研究内容等と関連がある企業
- (4) 設立に当たり、大学が出資し、又は技術移転機関等が関与した企業
- (5) 現役の大学生又は大学院生が経営している企業

補助対象とならないもの

- 薬品（医療品、農薬等）、口に入れるもの、化粧品など肌に塗るもの
- すでに開発が終了しているもの
- 「文京区新製品・新技術開発費補助金」や、他の行政機関による同種の補助金等の交付を受け、または受ける予定であるもの

【お問い合わせ】 文京区 経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階） ☎03-5803-1173

「来て見て体験」 文京の伝統工芸イベントを開催します！

不忍通りふれあい館で「来て見て体験」文京の伝統工芸イベントを毎月2日間、開催します。イベントでは、2業種の伝統工芸者による作品展示や、制作過程の実演がご覧いただけるほか、制作体験ができます。ぜひ、ご来館ください。

- 会場** 不忍通りふれあい館1階(根津2-20-7)
東京メトロ千代田線「根津」駅より徒歩2分または「千駄木駅」より徒歩10分
- 開催時間** 午前10時～正午、午後1時～4時*

【令和2年9月～11月イベントスケジュール】

開催日	伝統工芸者(敬称略)・品目	制作体験内容・参加費
9/19(土)、20(日)	①宇野裕次(表具) ②一色清(砂子)	①紙漉き 1,000円 ②紙の貝殻椀 1,800円
10/24(土)、25(日)	①石黒昭雄(東京銀器) ②渡辺みゆき(陶芸)	①銀器の指輪 2,000円 ②お猪口 2,000円
11/21(土)、22(日)	①平田悠(木彫) ②柴田慶一(江戸手描提灯)	①木工クラフト 1,000～2,000円 ②ミニ提灯 2,200円

*制作体験の内容及び時間帯は決まり次第、区ホームページにてご案内します。
*開催日程は変更になることがあります。



働くみんなに退職金効果！

中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

安全 国の制度だから安心
掛金の一部を
国が助成します。

有利 掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単 社外積立だから
管理もラクラク
転職先でも引き継げる
「通算制度」があります。

- パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくはホームページを
ご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

文京区今期の特徴点

令和2年4月～6月
調査時期 2年6月中旬
調査方法 面接聴取

製造業の業況は悪化幅が非常に大きく拡大しています。小売業の業況は悪化幅がかなり拡大し、サービス業の業況は悪化幅が非常に大きく拡大しています。卸売業の業況は非常に大きく落ち込み、悪化に転じ、不動産業の業況は悪化幅が非常に大きく拡大しています。

【製造業】

前期		-10.1	製造業の業況は悪化幅が非常に大きく拡大しています。DI値は、文京区では55.4ポイント減の-65.5、全都では34ポイント減の-47です。文京区の各項目をみると、売上額は46.0ポイント減の-61.1と減少幅が非常に大きく拡大しています。受注残は47.9ポイント減の-58.4と減少幅が非常に大きく拡大しています。収益も47.6ポイント減の-59.3と減少幅が非常に大きく拡大しています。来期の業況は悪化幅がわずかに縮小すると予測されます。売上額は大きく改善し、受注残も大幅に持ち直し、収益も減少幅がかなり縮小する見込みです。
今期		-65.5	
来期		-62.3	

【小売業】

前期		-25.7	小売業の業況は悪化幅がかなり拡大しています。DI値は、文京区では15.2ポイント減の-40.9、全都では31ポイント減の-50です。文京区の各項目をみると、売上額は35.0ポイント減の-57.3と減少幅が非常に大きく拡大しています。収益も37.4ポイント減の-52.6と減少幅が非常に大きく拡大しています。来期の業況は悪化幅がわずかに縮小すると予測されます。売上額・収益とも大きく改善する見込みです。
今期		-40.9	
来期		-38.0	

【サービス業】

前期		-4.8	サービス業の業況は悪化幅が非常に大きく拡大しています。DI値は、文京区では32.7ポイント減の-37.5、全都では48ポイント減の-51です。文京区の各項目をみると、売上額は26.3ポイント減の-34.9と減少幅が非常に大きく拡大しています。収益も26.6ポイント減の-31.5と減少幅が非常に大きく拡大しています。来期の業況は悪化幅が幾分拡大すると予測されます。売上額は減少幅が拡大し、収益も減少幅がやや拡大する見込みです。
今期		-37.5	
来期		-42.2	

【卸売業】

前期		4.2
今期		-35.7
来期		-64.0

【不動産業】

前期		-17.9
今期		-47.0
来期		-53.9

スポット君 景気予報							
	好調 ←	普通				→ 不調	
製造業	20以上	19~10	9~0	-1~-10	-11~-20	-21~-30	-31以下
小売業	10以上	9~0	-1~-10	-11~-20	-21~-30	-31~-40	-41以下
サービス業	15以上	14~5	4~-5	-6~-15	-16~-25	-26~-35	-36以下
卸売業	20以上	19~10	9~0	-1~-10	-11~-20	-21~-30	-31以上
不動産業	10以上	9~0	-1~-10	-11~-20	-21~-30	-31~-40	-41以下

有効回答事業所数

- 製造業
- 小売業
- サービス業
- 卸売業
- 不動産業

特別調査「新型コロナウイルスの感染拡大による中小企業への影響について」

本調査結果の特徴

- ①新型コロナウイルスによる影響については、「営業活動の自粛」が58.2%で1位、「国内消費の不振」が43.0%で2位、「展示会、イベント、商談会等の中止・延期」が26.6%で3位となっている。
- ②新型コロナウイルスによる対応については、「生産量・営業時間の縮小」が59.5%で1位、「パートなど非正規社員の勤務時間削減」が20.3%で2位、「特に対応を行っていない」が19.6%で3位となっている。
- ③今期(4～6月)の売上変化(前年同月比)については、「ほぼ変化なし(10%未満の増減)」が32.5%で1位、「10%以上30%未満の減少」が29.9%で2位、「30%以上50%未満の減少」が17.8%で3位となっている。
- ④資金繰り支援制度及び政府支援策の利用状況については、新型コロナ対応の資金繰り支援制度では、「今後、利用する可能性がある」が38.9%で1位、「すでに利用した」が23.6%で2位、「今後も利用するつもりはない」が20.4%で3位となっている。政府による支援策では、「今後、利用する可能性がある」が48.4%で1位、「今後も利用するつもりはない」が20.4%で2位、「申請中である」が17.8%で3位となっている。
- ⑤コロナ影響前の現預金保有と今後の資金繰りについては、現預金の保有程度では、「売上げの1～3か月分」が41.4%で1位、「売上げの3か月分以上」が22.3%で2位、「売上げの2週間分～1か月分」が19.1%で3位となっている。2020年中の資金繰りでは、「やや不安がある」が49.7%で1位、「あまり不安はない」が22.3%で2位、「かなり不安がある」が17.8%で3位となっている。

(特別調査データ)

【問1】貴社の事業活動は、新型コロナウイルスによる影響を受けていますか。次の1～9の中から最大3つまで選んでお答えください。
特に影響がなかった方は、0とお答えください。

項目	全体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
1. 営業活動の自粛	58.2	50.7	72.2	61.5	56.7	40.0	83.3
2. 展示会、イベント、商談会等の中止・延期	26.6	34.3	22.2	19.2	26.7	-	16.7
3. 国内消費の不振	43.0	43.3	44.4	57.7	26.7	40.0	50.0
4. インバウンド需要の低下	4.4	6.0	-	7.7	-	-	8.3
5. サプライチェーン寸断等により原材料等の調達が困難	3.8	6.0	-	-	-	40.0	-
6. 出社困難者の発生	5.1	6.0	-	-	6.7	20.0	8.3
7. 店舗や工場等の閉鎖	4.4	3.0	-	7.7	10.0	-	-
8. 取引先の閉鎖等の混乱	22.8	26.9	22.2	19.2	16.7	40.0	16.7
9. その他	5.1	-	5.6	3.8	16.7	-	8.3
0. 特に影響はなし	7.0	4.5	11.1	7.7	10.0	-	8.3

【問2】新型コロナウイルス感染拡大を受けて、貴社ではどのような対応をとられていますか。

次の1～9の中から最大3つまで選んでお答えください。特に対応を行っていない方は、0とお答えください。

項目	全体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
1. 生産量・営業時間の縮小	59.5	62.7	61.1	61.5	53.3	20.0	66.7
2. 生産量・営業時間の拡大	1.3	3.0	-	-	-	-	-
3. 取引条件の見直し	8.9	10.4	11.1	-	10.0	-	16.7
4. 事業の抜本的な見直し	12.7	14.9	5.6	11.5	3.3	40.0	25.0
5. 社員の削減(非正規職員を含む)	0.6	-	5.6	-	-	-	-
6. パートなど非正規社員の勤務時間削減	20.3	20.9	5.6	34.6	23.3	20.0	-
7. 給与やボーナス、手当の削減	8.9	6.0	5.6	11.5	16.7	-	8.3
8. 休廃業の検討	1.3	1.5	-	3.8	-	-	-
9. その他	7.0	4.5	11.1	11.5	10.0	-	-
0. 特に対応を行っていない	19.6	19.4	22.2	19.2	13.3	40.0	25.0

【問3】貴社における今期(4～6月)の売上は、仮に新型コロナウイルスの影響がなかった場合(例年の4～6月)と比較して、どの程度変化しましたか。
次の1～8の中からお答えください。

項目	全体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
1. 90%以上の減少	1.3	-	11.1	-	-	-	-
2. 70%以上90%未満の減少	3.8	3.0	5.6	-	6.7	-	8.3
3. 50%以上70%未満の減少	10.8	14.9	5.6	12.0	-	20.0	16.7
4. 30%以上50%未満の減少	17.8	17.9	11.1	20.0	23.3	-	16.7
5. 10%以上30%未満の減少	29.9	28.4	33.3	36.0	30.0	40.0	16.7
6. ほぼ変化なし(10%未満の増減)	32.5	32.8	33.3	24.0	33.3	40.0	41.7
7. 10%以上30%未満の増加	3.8	3.0	-	8.0	6.7	-	-
8. 30%以上の増加	-	-	-	-	-	-	-

【問4】貴社では、危機関連保証や制度融資など、新型コロナ対応の資金繰り支援制度を利用しましたか。1～5の中からお答えください。

また、資金繰り以外の政府による支援策(補助金、休業補償、減税、納税猶予など)を受けましたか。6～0の中からお答えください。

項目	全体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
新型コロナ対応の資金繰り支援制度							
1. すでに利用した	23.6	20.9	33.3	20.0	23.3	20.0	33.3
2. 申請中である	13.4	11.9	22.2	12.0	16.7	20.0	-
3. 今後、利用する可能性がある	38.9	40.3	27.8	32.0	50.0	20.0	41.7
4. 今後も利用するつもりはない	22.3	23.9	16.7	32.0	10.0	40.0	25.0
5. 申請したが、利用できなかった	0.6	1.5	-	-	-	-	-
政府による支援策							
6. すでに利用した	9.6	4.5	16.7	12.0	10.0	-	25.0
7. 申請中である	17.8	17.9	16.7	20.0	16.7	60.0	-
8. 今後、利用する可能性がある	48.4	52.2	44.4	44.0	50.0	20.0	50.0
9. 今後も利用するつもりはない	20.4	22.4	11.1	24.0	16.7	20.0	25.0
0. 申請したが、利用できなかった	1.3	3.0	-	-	-	-	-

【問5】災害や急な不況の対策として、常時、手元の流動性資金の確保をしていると思いますが、貴社では、新型コロナウイルスの影響が出る以前、現預金をどの程度保有していましたか。現預金の保有が最も少ない時期(売掛金の回収直前など)を想定したうえで、1～6の中からお答えください。
また、貴社では、2020年中の資金繰りについて、どうお考えですか。7～0の中からお答えください。

項目	全体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
現預金の保有程度							
1. 売上げの3か月分以上	22.3	20.9	22.2	20.0	16.7	-	58.3
2. 売上げの1～3か月分	41.4	43.3	50.0	32.0	43.3	60.0	25.0
3. 売上げの2週間分～1か月分	19.1	20.9	16.7	20.0	23.3	20.0	-
4. 売上げの2週間未満	5.1	3.0	-	16.0	6.7	-	-
5. ほとんど保有していない	7.6	7.5	5.6	8.0	10.0	20.0	-
6. 把握していない	4.5	4.5	5.6	4.0	-	-	16.7
2020年中の資金繰り							
7. 不安はない	10.2	7.5	5.6	20.0	10.0	-	16.7
8. あまり不安はない	22.3	22.4	27.8	28.0	16.7	-	25.0
9. やや不安がある	49.7	53.7	55.6	32.0	53.3	60.0	41.7
0. かなり不安がある	17.8	16.4	11.1	20.0	20.0	40.0	16.7

☺ 事業主の皆様へ ☺

2020年4月1日から働き方改革関連法の一部が施行されています！

ポイント 1 時間外労働の上限規制が導入されています！

施行：2019年4月1日～、中小企業は2020年4月1日～

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事業がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

ポイント 2 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

施行：2019年4月1日～

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定して**有給休暇を与える必要があります。

ポイント 3 正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止されます！

施行：2020年4月1日～、中小企業は2021年4月1日～

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

相談窓口 のご案内

- 上記 1、2 について
各労働基準監督署の「労働時間相談・支援コーナー」へ
- 上記 3 について
「パートタイム」「有期雇用労働者」関係 ⇒ 東京労働局雇用環境・均等部へ
「派遣労働者」関係 ⇒ 東京労働局需給調整事業部へ

※改正法の詳細は東京労働局HPをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/_120743/150122.html



文京区中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業

～人材確保・活用に関するセミナーを実施します～

令和2年度文京区中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業を実施します。この事業は、①人材確保・活用に関するセミナー、②若年者（就職氷河期世代の方が中心）及び女性（年齢制限なし）、日本女子大学及び明治大学のリカレント教育課程受講者と人材の採用・確保を希望する区内中小企業とのマッチング、③希望する求職者を対象としたインターンシップ又は職場見学の実施支援の3つのメニューを行います。

以下の日程で、人材確保・活用に関するセミナーを実施します。企業様のご参加をお待ちしております！

日時 令和2年9月10日(木)午後2時～午後4時

テーマ ー人材不足解消策のニュー・スタンダードー「外国人採用の基本と実際」入門

講師 株式会社クオリティ・オブ・ライフ 山福 久雄 氏 **対象** 多様な人材の採用を希望する文京区内企業

参加費 無料 **定員** 20社程度（1社あたり2名まで） **開催方法** webセミナー ※Zoomでの視聴となります。

- **申込・問合せ先** 文京区中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業運営事務局
（委託先：パーソルテンプスタッフ株式会社 TEL：03-6327-1793）

お買い物は文京区で！！